

田尻町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

近年における世界的な雇用情勢の悪化に伴い、労働者なかでも非正規労働者が解雇を余儀なくされ、失業者が増加している現状にあります。今後においても大阪府をはじめとする関係機関の情報収集に努め、さらなる連携を深めてまいります。企業においては新規雇用者の確保が厳しい実情にあるなか、介護・福祉関連事業に係る雇用創出に視点を向け、地域就労支援事業の拡充に努め、有効な施策を展開してまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

働く意欲と能力がありながら様々な就労阻害要因を抱えている相談者や働く意義が十分に見出せない相談者に対して、地域就労支援事業を充実・強化し、庁内福祉部局を中心に関係機関と連携を深め、相談者が求めている課題の解決に取り組んでまいります。具体的な施策としましては、就職困難者等への介護・福祉に関連した講座の開催など現状を見据えた効果的な施策に取り組んでまいります。また、景気の悪化により仕事とともに住居をなくされた方々への支援策につきましては、関係機関との連携を図り、相談者に応じたより適正な支援を検討してまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

町広報紙での周知を図るとともに、広く町内事業所への周知に努めてまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価一般入札制度については、すでに導入済みの大阪府での手法・成果等を研究中です。本町のような小さな自治体に適用可能であるか研究を続けてまいりたいと考えています。

また委託先の最低賃金については、本町の発注工事等の積算においては国・府からの単価に基づく労務設計単価で積算しています。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

仕事と生活の調和が実現した社会に必要とされる「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」に官民一体となった取り組みを進めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

先進地域での取り組みについて、その手法等情報収集に努め、本町の実情に即した事業展開を図ってまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

「企業誘致促進条例」による奨励金制度により対象企業への交付を行っています。今後においても、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的に産業の集積を促進してまいります。また、商工業振興資金利子補給制度により、経営の安定と振興を図ることを目的に、引き続き商工業者への支援を行っています。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本町においては大阪府の一部の制度融資に対する利子補給制度を行っており、この制度について引き続き実施してまいります。また、町内事業所の育成という観点から、支援強化は必要不可欠であると認識しております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

近隣市町の取り組みを参考にしながら、その実施方法について今後研究してまいります。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

従来より行財政改革の取り組みにあたっては、住民に対し中長期的視点でその目的・意義などを明確にし目標を示したうえで、取り組みを進めております。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本町では、住民主体のまちづくりを進めるため、地域活動の担い手である各種団体との意見交換会を毎年開催しております。

この意見交換会は、各種団体相互の意見交換・交流・連携を図ることと町政に対する各種団体の意見や提案を聞く場とすることを目的としており、そこで出された意見や提案については、担当部署において内容を議論検討したうえで、政策に反映させていきたいと考えております。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、本町のような規模の小さな自治体では、単独で特例市並みの事務権限の委譲は困難であると考えますが、近隣市町の状況を見ながら、住民福祉の向上につながる委譲は実現可能な範囲で進め、また委譲を受けないことによって住民への不利益が生じることのないよう、広域的な連携を進めるなど工夫していきたいと考えております。

事務委譲の受け入れに際しては、行政施策の後退を招かないように財政的な支援措置を求めるものとします。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保等は財政基盤の安定化には必要不可欠であると考えており、大阪府や市長会・町村長会との連携を図りながら、今後とも地方税財源の充実確保等に向け国に対し要望し

てまいりたい。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価の実施については、かねてより積極的に進めてきたところであり、一定の成果が得られたものと考えております。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

現在、救急医療体制については、近隣市町と連携し、休日診療所の開設や泉州医療圏内の二次救急医療機関に対し支援をし、救急医療体制の確保に努めています。また、泉州広域母子医療センターを開設し、ハイリスク分娩に対応しているところです。

泉州地区の地域医療連携体制については泉州医療協議会や小委員会である泉州圏域脳卒中地域連携クリティカルパス検討小委員会のメンバーとして連携を図っているところです。

看護師に対しては、地域の看護職の安定供給を図るために、泉佐野泉南医師会立看護専門学校に補助するとともに、泉州広域母子医療センターの看護師募集を広報に掲載するなど確保に努めているところです。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

平成19年度から「泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会・熊取町ケアマネジャー連絡会」合同会議(研修)を年に1度開催し、介護支援専門員の資質向上に努めております。また、包括支援センターを介して事業者連絡会を適宜開催しております。

福祉人材確保については、各事業所において、国の「介護職員処遇改善交付金」等を積極的に活用するよう努めております。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

自立支援給付の利用につきましては、サービス利用費の1割を自己負担していただく制度が導入されましたが、国においては、低所得者の負担を軽減するため、月額上限設定や高額障害福祉サービス費の支給、入所施設の補足給付等、利用者負担のさらなる軽減策が打ち出され、平成22年度以降も特別対策等による利用者負担の軽減措置を継続することとされております。

また、移動支援等の地域生活支援事業につきましては、平成21年度において国の軽減策に倣い、利用者負担のさらなる軽減策を行いました。

今後も、障害者自立支援制度の改善に向け、近隣市町や大阪府と連携を図り、国に働きかけてまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

町では「健康たじり21」の推進として、健診・相談・教室等すべての保健事業にこころの元気づくりの視点を入れ、休養・睡眠、ストレス解消の方法、困った時には人に相談する大切さなどを啓発しています。

精神保健医療につきましては、所管の保健所と適切な連携を図りながら、住民からの相談等に対して保健所・医療機関等の紹介を行っているところでございます。

また、保健事業は広く一般の住民の方を対象としており、SOSを気軽に相談できる体制については泉佐野保健所や大阪府こころの健康総合センター・医療機関と連携を図っているところでございます。

5 . 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

地域実情に応じた子育て支援体制の拡充については、要請にあるように、変化し多様化するニーズを把握し対応していくことが肝要だと考えます。

本町としましても、子育て状況の変化に対応できるよう、大阪府と連携をとりながら、本町のでき得る範囲ではありますが、子育て支援を行ってまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

本町におきましては、平成21年度1学期で警備員配置事業を終了し、2学期からは本年夏休み中に外壁等を高くし監視カメラの増設を行うなど、不審者侵入を防ぎ監視体制の強化を行い対応しております。また、今後におきましても、必要な安全対策や教職員等危機管理の徹底を行い、校内の安全を確保してまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

きめ細やかで丁寧な支援が子どもたちの基礎・基本の学力の定着を図り、生徒指導上の安定をもたらし、子どもたちがいきいきと学校生活を送るための大きなベースとなるため、今後も35人学級を維持しながら、確かな学力と豊かな心の育成をめざします。

また、キャリア教育の推進については、子どもたちの発達段階や成長に合わせた勤労観・職業観を育むための支援を、学校の教育活動を進めるなかで積極的に取り組んでまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度の見直しについては、受給者の実態や地域の実情を踏まえ検討するとともに、必要な方に援助できるよう周知を行い、教育の機会均等が損なわれないよう制度を継続して実施してまいります。

また、国に対しても、今後拡大が懸念される教育格差への対策について、給付制を基本とする奨学金制度などを早急に実現されるよう要望してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

平成18年4月から田尻町要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等の早期発見及び保護または支援のため協議会構成員とのネットワークづくりに取り組んでおります。また、児童虐待を含む子育て全般の児童家庭相談を常時行っております。

平成21年4月には児童福祉法が改正され、要支援児童及び特定妊婦への支援が加わっております。本町では、保健師が生後4月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安及び悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげるとともに、乳児家庭の孤立を防ぐよう努めております。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本町では、人権相談員による生活なんでも人権相談を実施するほか、専門女性カウンセラーによる女性相談を近隣市町とも連携のうえ平成21年度より拡充いたしました。身近な地域で住民が安心して相談できる場を設けることで地域課題をしっかりと掴み、施策に反映させることをめざしております。DV防止法については、「広報たじり」により住民に周知を図るとともに、昨年11月には、「心つなぎあう家族のために～DV・子どもへの虐待を乗り越えて～」と題した藤木

美奈子さんによる講演会・男女共同参画研修会を開催したところです。

平成17年4月に策定した「田尻町男女共同参画プラン」の見直しに際しては、大阪府で策定される基本計画をもとに、本町の実情に合った施策を展開できるよう内容を十分に検討吟味してまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本町は、平成17年4月に「田尻町男女共同参画プラン」を策定し、進捗状況を取りまとめ庁内推進会議等において報告することにより、着実な推進を図っております。今後もこれまで以上に大阪府との連携・協力を図り、取り組みを充実強化していくよう努めてまいります。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量は、特に家庭やオフィス・商店などでの増加が著しくなっています。これらへの対策を進めるためには、国や地方自治体のみの取り組みだけではなく、一人ひとりが地球温暖化問題を意識し、家庭や外出先でのちょっとした省エネルギーなどの取り組みを積み重ねていくことが非常に大切です。

住民や企業などいろいろな主体の意識醸成や温暖化防止活動が推進されるよう、大阪府や関係機関と連携しながら、地球環境問題の重要性や省エネルギー行動などの実践の促進に努め、取り組みが図られるよう普及啓発を強化してまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本町では、循環型社会の形成をめざす取り組みとして、平成22年2月より家庭系ごみの有料化とともに、容器包装プラスチックの分別収集を始めました。

また、ごみの減量化・再資源化などに対する住民意識の向上を図るため、ペットボトルや紙パックの集団回収に対する奨励金制度を設けています。あわせて、食品残渣を減らし肥料として活用するための生ごみ処理機器の購入補助を平成10年度から始めています。

今後とも広報等により住民啓発に努め、「3R」の推進に努めていきます。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害などの緊急時に必要な物資を供給するため、食糧等の備蓄につきましては随時点検し計画的に更新しています。

住民参加の避難訓練につきましては、地震等の災害を想定した住民全体の参加による安否確認情報伝達訓練・災害時要援護者の安否確認訓練・避難訓練を、地域の自主防災組織や各団体と協力・連携し、年1回実施しています。また、その機会を利用して講演会や防災に関する啓発を実施し、防災意識の向上に努めているところです。

誘導標識増設や避難場所の拡充など緊急時やその予防対策においては、引き続き関係機関や地域と連携を密にしながら、検討を行い、あらゆる災害に対する防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

田尻町立小学校及び田尻町立中学校の学校施設におきましては、平成19年度までに全6棟の耐震診断を行い、耐震補強工事を完了しました。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下

校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

登下校時の見守りについては、地区連合会が中心となって「たじり子どもの安全見まもり隊」を結成し、毎日登下校時間に合わせ町内4ヶ所において見守り活動を実施しております。今後につきましても、年2回程度開催している代表者会の意見を取り入れながら取り組み内容を充実させ、継続して実施できるよう支援してまいります。

また、地域教育協議会主催「こども110番ウォークラリー大会」を継続して開催し、ウォークラリーを通して、110番の旗の意味や場所の認識から子どもたち自身の安全に対する意識の向上に努めてまいります。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

街づくりにおけるバリアフリー化の観念の導入につきましては、本町で管理を行っている町道の歩道切り下げ部の段差解消が完了しており、今後も道路整備についてバリアフリー化の観念を取り入れた整備・維持管理等に努めてまいります。また、関連する法令等に基づき指導等を行ってまいります。

次に道路交通網・公共交通網の整備につきましては、大阪府により最寄私鉄駅付近の道路の拡幅が行われており、今後、本町としまして踏み切り・道路交通網の改善に向けて府や鉄道会社と協議を進めてまいります。

また、公共交通機関利用促進のためのPR活動につきましては、町民に対してより分かりやすく行ってまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害救済法の制定に向けては、本年7月に大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会の三者による要望を行ったところです。今後もあらゆる機会に引き続き要望を行ってまいります。

人権教育・啓発活動については、その重要性を実感しており、引き続き真摯に取り組んでまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実に努めるとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

戦争が最大の人権侵害であることは、従前より強く認識するところです。本町では、人権協会の啓発事業として毎年8月に「戦争と平和について考えるパネル展」を開催しており、本年度は大阪大空襲の体験画と報道カメラマンが取材したインド・ネパールの子どもたちの写真を展示したところです。今後も、反戦・平和に向け人権を尊重する啓発事業を進めてまいります。